

妙高市 市税等口座振替依頼書・申込書 自動払込利用申込書  
様式ダウンロード及び記入マニュアル

# 妙高市

市民税務課 収納グループ

令和8年2月

## 目次

1. 概要	
(1) 口座振替依頼書について	1
(2) 留意事項	1
(3) 約定	1
2. 口座振替について	
(1) 口座振替の対象税目	2
(2) 口座振替取扱金融機関	2
(3) 振替日（納期限日）と提出期限	2～3
3. 印刷方法について	
(1) 印刷に関する規格等	4
4. 提出方法について	
(1) 郵送提出	4
(2) 窓口での提出	4
5. 口座振替登録の解約について	5
6. 記入例	
口座振替依頼書	6
口座振替解約申請書	7

## 1. 概要

### (1) 口座振替依頼書について

妙高市の市税等を口座から納付する口座振替サービスの申請に使用する様式です。  
「妙高市市税等口座振替依頼書・申込書 自動払込利用申込書（以下、「依頼書」という。）」の様式を、お使いのパソコン等から、ご自身で印刷後ご記入ください。  
なお、依頼書はパソコン等による印字は受付できません。手書きによる対応をお願いいたします。（法人のみゴム印可）  
ご記入いただきました依頼書は市役所の市民税務課にご提出ください。

### (2) 留意事項

①記入内容に不備があった場合は、依頼書の修正もしくは再提出が必要になり手続きに時間がかかります。提出前に記入漏れや口座番号などの相違がないか確認をお願いいたします。また、押印いただく印鑑は口座の届出印になります。金融機関でご登録いただいた届出印も併せて確認をお願いいたします。  
②依頼書はパソコン等での印字は受付できませんので手書きでのご提出をお願いいたします。（法人のみゴム印可）ご記入は、黒い太枠の必須記入欄にボールペンなどの「消せないペン」でご記入ください。鉛筆やシャーペン、消せるボールペンは使用しないでください。また、書き損じ等修正がある場合は、修正液を使用せず二重線で消し届出印を訂正印として押印してください。  
③ご提出は市役所の市民税務課へ郵送または直接持ち込みをお願いいたします。金融機関の窓口では受付できませんのでご注意ください。郵送でのご提出については、依頼書と同じホームページ内に掲載されている返信用封筒をご利用ください。

### (3) 約定

#### 預貯金口座振替依頼書約定

私は、次の約定により、貴金融機関に対して妙高市の公金等の口座振替を依頼します。

1. 妙高市から納付書等が貴金融機関に送付されたときは、口座名義人に通知することなく、所定の振替日に当該納付書等に記載の請求金額を払出しのうえ、納付してください。
2. 預貯金の払出しに当たっては、当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、小切手の振出し又は、預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などはいたしませんから、貴金融機関指定の方法で処理してください。
3. 口座振替日に預貯金残高が当該納付書等の請求金額に満たずに口座振替ができないときは、口座名義人に通知することなく、納付書等を妙高市に返却されても異議はありません。
4. 領収書は預貯金通帳への記帳により省略して差し支えありません。
5. 貴金融機関が必要と認めた場合は、私又は口座名義人に通知することなくこの契約を解約されても異議はありません。
6. 私の都合により、この契約を解約する場合は、速やかに貴金融機関並びに妙高市長に届出を行います。
7. この口座振替について、紛議が生じても貴金融機関に迷惑をかけません。（但し、貴金融機関の責めによるものを除く）

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定の適用を受けます。  
※1～6の規定は、ゆうちょ銀行を除きます。

## 2. 口座振替について

### (1) 口座振替の対象税目

- ①市県民税・森林環境税（普通徴収）
- ②固定資産税・都市計画税
- ③軽自動車税
- ④国民健康保険税（普通徴収）
- ⑤介護保険料（普通徴収）

### (2) 口座振替取扱金融機関

- ①第四北越銀行
- ②八十二長野銀行
- ③新井信用金庫
- ④新潟県労働金庫
- ⑤えちご上越農業協同組合
- ⑥ゆうちょ銀行

※妙高市内・市外問わず上記の金融機関の本店・支店・支所・出張所の口座を指定できます。

### (3) 振替日（納期限日）と提出期限

振替月	主な税目	振替方法		振替日＝納期限日	提出期限
4月	固定資産税・都市計画税	期別(第1期)	一括	4月末日	3月末必着
5月	軽自動車税	年一回		5月末日	4月末必着
6月	市県民税・森林環境税(普通徴収)	期別(第1期)	一括	6月末日	5月末必着
7月	固定資産税・都市計画税	期別(第2期)		7月末日	6月末必着
	国民健康保険税	期別(第1期)	一括		
	介護保険料	期別(第1期)	一括		
8月	市県民税・森林環境税(普通徴収)	期別(第2期)		8月末日	7月末必着
	国民健康保険税	期別(第2期)			
	介護保険料	期別(第2期)			
9月	国民健康保険税	期別(第3期)		9月末日	8月末必着
	介護保険料	期別(第3期)			
10月	固定資産税・都市計画税	期別(第3期)		10月末日	9月末必着
	国民健康保険税	期別(第4期)			
	介護保険料	期別(第4期)			

振替月	主な税目	振替方法	振替日＝納期限日	提出期限
11月	市県民税・森林環境税(普通徴収)	期別(第3期)	11月末日	10月末必着
	国民健康保険税	期別(第5期)		
	介護保険料	期別(第5期)		
12月	国民健康保険税	期別(第6期)	12月25日	11月20日必着
	介護保険料	期別(第6期)		
1月	市県民税・森林環境税(普通徴収)	期別(第4期)	1月末日	12月末必着
	国民健康保険税	期別(第7期)		
	介護保険料	期別(第7期)		
2月	固定資産税・都市計画税	期別(第4期)	2月末日	1月末必着
	国民健康保険税	期別(第8期)		
	介護保険料	期別(第8期)		
3月	国民健康保険税	期別(第9期)	3月末日	2月末必着
	介護保険料	期別(第9期)		

※土日祝日が月末にあたる場合は、次の平日（翌営業日）が振替日になります。

※ご提出いただいた後、市役所→該当金融機関で照合・確認作業を行います。口座振替が開始されるまで3～4週間程度要します。登録後、直近の納期分から口座振替の取扱いを開始します。

※主な税目以外にも同月に課税されることがあります。（「納税義務者が確定申告を修正申告した」「固定資産の相続人等が不明で市が調査した」「軽自動車の持ち主の所在が不明になり市が調査した」など、課税金額が変わったり、課税される月がずれ込んだ場合）この場合は、上記表以外の月に口座引落としになることがあります。

※上記の表は、あくまでも目安を示したものです。

前月末までに到着がなかった申請や不備により修正対応した申請など諸事情によりご希望の振替日に間に合わない場合もありますので、あらかじめご了承ください。（通帳記帳等で確認をお願いいたします。）

### 3. 印刷方法について

#### (1) 印刷に関する規格等

- ①大きさ：A4
- ②紙質・紙色：上質紙・中性紙・普通紙・コピー紙・再生紙 可 表裏ともに白紙のもの
- ③刷色（印字の色）：カラー印刷・白黒印刷 どちらでも可
- ④その他：両面印刷推奨

### 4. 提出方法について

#### (1) 郵送での提出

- ①ダウンロードデータを印刷してください。
  - ②依頼書に必要事項を記入し、届出印を押印してください。
  - ③返信用封筒を作成し、目隠しシートと②の依頼書を封詰めし、お近くのポストに投函ください。
- ※目隠しシートは、中身が透けて見えないようにするためのものです。必ず印刷し、提出するときに依頼書が見えないように包んで使用してください。
- 片面印刷の場合：必ず②の依頼書を目隠しシートで包んで返信用封筒に封詰めし、お近くのポストに投函してください。
- 両面印刷の場合：返信用封筒の裏面が目隠しシートになるように印刷して返信用封筒を作成し、②の依頼書を封詰めしてお近くのポストに投函してください。

#### (2) 窓口での提出

- ①依頼書をダウンロードや市役所の窓口などで取得し、記入ください。（市役所の市民税務課の窓口に通帳と届出印をお持ちいただくとその場で記入・提出ができます。）
  - ②記入した依頼書を市役所本庁（市民税務課）もしくは両支所にご提出ください。
- ※金融機関の窓口にも依頼書をご用意していますが、提出先は市役所となります。金融機関では提出を受け付けることができませんのであらかじめご了承ください。

## 5. 口座振替登録の解約について

- ①口座振替を止めたい場合は「妙高市市税等口座振替解約申請書（以下、「解約申請書」という。）」を記入し返信用封筒にて郵送、もしくは市役所本庁（市民税務課）・両支所にご提出ください。
- ②解約申請書には止めたい口座振替の納税義務者名と税目、引き落とされている口座の内容を記入いただき、解約したい振替月を指定してください。
- ③提出は解約したい振替月の前月末までに必着でご提出ください。（申請書が市に到着した日によっては希望の振替月に間に合わない場合があります。あらかじめご了承ください。）
- ④口座振替を解約しますと、納付書での納付になります。納付書は納税義務者宛に送付いたします。（送付先が設定されている場合は、送付先登録者に送付いたします。）
- ⑤解約申請書の印刷については、4 ページ目の「印刷について」を参照ください。

# 記入例

口座振替依頼書

納税義務者名は納付書に記載のあるお名前をご記入ください。

私は妙高市の市税等を下記指定口座から口座振替により納付したいので、約定を確  
 なお、市税等の還付金が生じたときは、この依頼書の口座に振り込んでください。

納税義務者	住所 (所在地)	〒944-8686 新潟県妙高市栄町5-1	
	氏名または名称	※国民健康保険税の場合は世帯主名をご記入ください 妙高 太郎 ※共有名義の固定資産税も振替希望の場合は 妙高 太郎・妙高 花子	
	相続人 (納税義務者が亡くなっている場合)		
	電話番号	0255-72-5111	依頼区分

固定資産税の共有名義も同時に口座振替の申請をされる場合は、共有名義者全員のお名前をご記入ください。

納税義務者が亡くなっている場合は、「氏名または名称」欄に亡くなった方のお名前、「相続人」欄に次の登記名義人様（固定資産）のお名前をご記入ください。

一括の振替月前月末を経過した後一括を希望され、かつ、今年度分も口座振替を希望される方は、こちらに丸をしてください。

希望する税目	振替月	振替回数	振替月	振替回数
1 市県民税・森林環境税	35	今年度分 期ごとに振替	来年度分 6月末に一括振替	今年度分 期ごと 来年度分 一括振替
2 固定資産税・都市計画税	35	今年度分 期ごとに振替	来年度分 4月末に一括振替	今年度分 期ごとに振替+来年度分 一括振替
3 軽自動車税	35	5月末に振替		
4 国民健康保険税	35	今年度分 期ごとに振替	来年度分 7月末に一括振替	今年度分 期ごとに振替+来年度分 一括振替
5 雑費	30	今年度分 期ごとに振替	来年度分 7月末に一括振替	今年度分 期ごとに振替+来年度分 一括振替

ご提出いただいた翌月末分から口座振替が開始されます。  
 例) 6月末分⇒5月末までに必着で提出

一括の振替月末に引落としになります。ご希望の場合は、一括の振替月前月末までに必着で依頼書を提出ください。一括の振替月前月末を経過した後のご提出は、翌年度分から口座振替になります。ご提出のあった年度分は口座振替になりません。


※口座振替は依頼書が市役所に到着した日の翌月末分から開始になります。ご希望の引落日の前月末までに必着でご提出ください。

金融機関名	①第四北越銀行 ②八十二長野銀行 ③新井信用金庫 ④新潟県労働金庫 ⑤えちご上越農業協同組合								
支店名等	〇〇支店	↑希望する金融機関を選択してください。							
預貯金種別	普通(総合)・当座・その他( )	口座番号(右詰め)	0	0	0	0	1	2	3

口座振替をご希望のお口座がゆうちょ銀行口座の場合は下記のゆうちょ銀行欄にご記入いただき、他金融機関の場合は、上記の金融機関欄から選択しご記入ください。どちらか片方をご記入ください、両方のご記入はいただけません。

↓希望する金融機関がゆうちょ銀行の場合

ゆうちょ銀行	種類	通帳記号(※記載がある場合)					通帳番号(右詰め)							
	通常	1	1	2	8	0	*	0	0	0	5	4	3	2
振込先	口座番号	00690-6-28800			加入者	妙高市会計管理者								

フリガナ	ミョウコウ タロウ	届出印
口座名義人	妙高 太郎	

※法人・団体口座の場合は、代表者名まで記入してください。

# 記入例

税等口座振替解約申請書

申請年月日 令和 ▲ 年 ▲ 月 ▲ 日

私は登録していた妙高市市税等口座振替の解約を依頼します。

納税義務者	住所 (所在地)	〒944-8686 新潟県妙高市栄町5-1	納税義務者名は納付書に記載のあるお名前をご記入ください。
	氏名または名称	(フリガナ) ミヨウコウ タロウ <b>妙高 太郎</b>	
	電話番号	0255-72-5111	

※共有名義分の固定資産税は全世帯主名を記入ください。 本人名義者名を記入いただき、国民健康保険税は

同じ税目で納税義務者数人分が同じ口座から引き落としされていて、その税目に関する引き落とし全てを解約したい場合は、納税義務者ごとに記入いただき、ご提出ください。

例) ① Aさん名義の固定資産税とBさん名義の固定資産税を、Aさん口座から引落ししており、両名義とも解約する場合  
⇒納税義務者：Aさん 1枚、納税義務者：Bさん 1枚 計2枚提出

例) ② Bさん名義の固定資産税分のみ解約し、Aさん名義の固定資産税は口座振替を継続する場合  
⇒納税義務者：Bさん 1枚 を提出

解約を希望する月	令和 8 年 10 月末から解約する (前月末まで口座振替します)
----------	-----------------------------------

※解約を希望する月の前月末までに必着でご提出ください。

解約を希望する税目	1	市県民税・森林環境税
	2	固定資産税・都市計画税
	3	軽自動車税
	4	国民健康保険税
	5	介護保険料

解約を希望する口座

金融機関名	①第四北越銀行 ②八十二長野銀行 ③新井信用金庫 ④新潟県労働金庫 ⑤えちご上越農業協同組合											
支店名等	〇〇支店											
預貯金種別	普通(総合)・当座・その他( )				口座番号	0	0	0	0	1	2	3

ゆうちょ銀行	種類	通帳記号 (※記載がある場合)					通帳番号 (右詰め)							
	通常						※							

フリガナ	ミヨウコウ タロウ
口座名義人	妙高 太郎

## お問合せ先

〒944-8790 妙高市栄町5番1号  
妙高市役所 市民税務課 収納グループ  
TEL : 0255-74-0010 (直通)  
FAX : 0255-72-7659  
E-mail : shiminzeimu@city.myoko.niigata.jp